

論 文

古典型グルントヘルシャフト

——三圃制度体系とその再生産構造——

松 田 智 雄

封建社会における農業構造は、農業労働とその対象たる土地との労働過程における統一が、共同体によって媒介されていることを基本的特徴とし、これが、当該の農業構造の歴史的段階を決定する。この農業構造は、右に挙げた共同体の規制を全面に亘って加えられるのであるが、かかる規制は慣用により「耕作強制」*Bunzwang* と呼ばれる農業技術的規制を中軸とすることは、問題のないところであろう<sup>1)</sup>。「耕作強制」は、この歴史的段階における技術体系に対応し、個別的な農業経営を共同体的なそれに編成するための強制であった。共同体的に編成された技術、これに媒介される農業労働過程こそ、あの「三圃制度」*Dreifelderwirtschaft*, *l'assolement triennal*, *Three-field-system* である<sup>2)</sup>。封建的農民の個別的経営の総労働、または共同体内の総労働は、「三圃制度」によって媒介され乍ら、封建

的農業構造を形成し、かつ維持するところの物的条件たる総生産物を作り出す。本稿においては、「三圃制度」技術体系を構成する諸条件の分析を試みることにより、封建社会における個別的経営と共同体の再生産構造並びにその内面における総労働の生産物の、剰余労働と必要労働への分割を把握するための予備的操作を果しておきた。

註

- 1) 「耕作強制」が共同体強制の主要な内容を爲してゐることは、一応次のような教科書的敘述によつて裏づけられることである。  
一、「ライン」下流の村落共同体におつては Honschaft と呼ばれ、散圃制の地域(キルヒ)ばかりではなからが)では Bauernschaft と呼ばれる村落 Das Dorf 村、その首領(キルヒ) Heimburg (この名前は中部ドイツに屢々見受けられる)、Honne (ヘンン下流) Bauernmeister, Schulzen (植民地域)を有する。この代表者が、単独またはより重要な事務におつては共同体の補佐によつて村政を管理する。農村共同体は、員会制度を稀にしか知らないが、それも中世末期以来始めて現れる。共同体管理の諸対象のなかにはとりわけ耕作強制の運営が含まれてゐる。」v. Below, Probleme der Wirtschaftsgeschichte S. 66f.
- 二、「かくく」農民経済は共同体的共同経済 genossenschaftliche Gemeinwirtschaft の多くの特徴を受け、キルヒなる。それは Bauernmeister 或は村 Schulzen(または Vierer = Quaterniones)に統率された村落のキルヒ Bauernschaft の余蘊におつて規制され、しかも種畜、村の泉、パン焼籠、粉挽水車の共同利用にも拡張した。」Rudolf Häpke, Wirtschaftsgeschichte 1. Teil Mittelalter und Merkantilismus 1928. S. 27.
- 3) カルツ「三圃制度」と呼ぶのは、キルヒより純粹三圃制度 u springliche oder reine Dreifelderwirtschaft を指してゐる。「中世におつて最も重要な農業経営制度は——特定の例外を除く——周知のようにならぬ純粹三圃制度 reine Dreifelderwirtschaft (栽培される休耕地を伴なう三圃制度)であつた。」Richard Krzyrnowsky, Geschichte der deutschen Landwirtschaft 1951. S. 92.

三圃制度は穀物栽培における農業技術の發展度を表示するものであつて、地力補填並びにその増進のために定期

的な休閑期を設けざるをえない循環耕作方法である。この方法によって栽培される穀物は、冬禾穀 *Winterschreide* 及び夏禾穀 *Sommergetreide* であり、この両者の逐年の栽培に続いて一年間の休耕期が介在し、三年間に亘る一種の輪作が営まれるのである。この技術段階は、休閑地が穀作を犠牲にして耕作地の三分の一の部分を占めているという限りにおいて技術的に低劣であり、積極的な施肥技術を知らなかったことよって規定されている。後の合理的な輪作法のなかに現れてくるような、前作物が後作物に与える加重的拡張生産性の利用などは全く知られなかったのである。その限りで、休閑地は穀物耕作に対する控除部分であった。この控除部分は三圃制度が支配的であつた全時期、ドイツ封建社会の始期八・九世紀の交からその終期十八・九世紀に至る間、容易に排除できなかつたのである。この期間における経過は次の様な表に総括することができる<sup>1)</sup>。

〔一〕 純粹三圃制度 *reine Dreifelderwirtschaft* (八・九世紀以降)

- 一、休閑地 *Brache*..... 三三・三%
- 二、冬畑 *winterung*
- 三、夏畑 *Sommerung*

〔二〕 改良三圃制度 *verbesserte Dreifelderwirtschaft* (十八・九世紀の交以降)

A型改良三圃制度

- 一、 $\frac{1}{2}$ 休閑地..... 一六・七%
  - $\frac{1}{2}$ 苜蓿(クローヅ) *Klee*..... 一六・七%
  - 二、冬畑
  - 三、夏畑
- ..... 六六・六%

B型改良三圃制度 (六圃制度)

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 一、休閑地 | ..... | 一六・七% |
| 二、冬畑  | ..... | 三三・二% |
| 三、夏畑  | ..... | 一六・七% |
| 四、苜蓿  | ..... | 三三・二% |
| 五、冬畑  | ..... | 三三・二% |
| 六、夏畑  | ..... | 三三・二% |

〔三〕多圃制度 Mehrfelderwirtschaft [十九世紀前半]

九圃制度 Neun Felderwirtschaft oder Verbesserte Dreifelderwirtschaft

|                 |       |       |
|-----------------|-------|-------|
| 一、休閑地           | ..... | 一一・〇% |
| 二、冬畑            | ..... | 三三・二% |
| 三、夏畑            | ..... | 一一・〇% |
| 四、苜蓿            | ..... | 一一・〇% |
| 五、冬畑            | ..... | 三三・二% |
| 六、夏畑            | ..... | 一一・〇% |
| 七、根菜 Hackfrucht | ..... | 一一・〇% |
| 八、冬畑            | ..... | 三三・二% |
| 九、夏畑            | ..... | 三三・二% |

かように休閑地は純粹三圃制度下にあつては三三・三%であつたものが、改良三圃制度の創始と發展によつて、一六・七%から一一%に縮小されることになつた。その後ドイツ全域について休閑地の面積は次のように減少してゐる。

古典型グルントヘルシャフト

休閒地面積

全耕地中割合

|       |                |       |
|-------|----------------|-------|
| 一八七八年 | 二、三〇八、四七三ヘクタール | 八・九七% |
| 一八八三年 | 一、八四六、八〇〇      | 七・一九% |
| 一八九三年 | 一、五五〇、二〇一      | 六・〇三% |
| 一九一三年 | 五八七、九四二        | 二・七〇% |
| 一九三一年 | 三六六、〇〇〇        | 一・八〇% |
| 一九三四年 | 二四六、四六九        | 一・二一% |
| 一九三五年 | 一六〇、五三二        | 〇・八三% |

封建社会の全期間に亘つて、休閒地は耕作地の三分の一を占める控除部分であり、農業技術發展の低さを示しているが、休閒地は単に穀物栽培を休止するという消極的（「控除」）部分であるばかりではなく、地力の維持・培養の手段であった。それ故に、休閒地は穀物栽培のために必須の条件であり、三分の一という大きな面積を占めることを許されていた。いわゆる「栽培されない休閒地を伴なう三圃制度」であった。<sup>2)</sup>

三圃制度はひとつの組織的な技術体系である。それは与えられた歴史的・社会的性格において、労作主体と労作客体とを媒介して労作過程の中に結合せしめる。またそれは主体の側面においては共同体的——それも特殊・封建的には身分階層制 Hierarchie によつて貫徹され、かつ農奴制の規定を伴なうのであるが——に規制されている点を注意しなければならない。この点において、三圃制度と聚落制 Dorfsiedlung とは相互規定的關係に結合されている。他方対象的側面においては、耕作地の三圃——先に挙げた休閒地、冬畑、夏畑——への三等分、並びにその混在耕圃制 Gemengelage による耕地分配様式が特徴的である。更にまた、右の主体・対象条件を結合する労作手段は、あの高

度な性能をもつゲルマン犂 Germanischer Pflug なのであった。三圃制度はこれらの諸条件に拠って立ち乍ら、氣象・土地条件による様々な変差を示してはいるが、しかもなおドイツ——のみならず全ヨーロッパ的にも——封建社会の支配的農業技術体系であった。

三圃制度において栽培される作物は、冬禾穀 Wintergetreide と夏禾穀 Sommergetreide であり、それぞれ別の耕圃、すなわち冬畑と夏畑において栽培される。冬禾穀としては、ライ麦、ドイツ小麦、シユベッツ小麦、小麦、冬大麦 Roggen, Dinkel, Spelz, Weizen, Wintergerste があり、夏禾穀としては夏大麦、燕麦 Sommergerste, Hafer がある。これらの諸作物の栽培は、旧来の伝統に従って、或いはまた村落共同体員の決定に従って、特定の時期に同時に行われる。例えば冬禾穀の場合には、播種期は聖ガルスの日 St. Gallentag〔十月十六日〕、聖マルティンの日 St. Martinstag〔十一月十一日〕、又は九月の半ばとか終りとかに決定される。夏禾穀の場合には、聖ゲオルクの日 St. Georgentag〔四月廿六日〕、聖ワルブルギスの日 St. Walpurgentag〔五月一日〕、又は五月の半ばなどに播種される。これに対応して、冬禾穀の收穫期は小麦が八月の第二週、ライ麦が七月の第四週、夏禾穀は大麦が八月の第三週、燕麦が八月の第二又は第三週となる。冬禾穀の生育期間は、右の様に九・十月から翌年の八月に至る間であり、夏禾穀は四・五月から同年の七・八月に亘っている。三圃制度は、このような両種の穀物を三年に亘って栽培を続け、第三年を休閑することによって循環を反復する<sup>3)</sup>。

冬畑によって循環を例示すれば、次の通りとなるであろう。その栽培過程の第一年度は、九・十月に犂耕 pflügen を施した後に冬禾穀たるライ麦、小麦、冬大麦が播種されることによって始まる。その收穫は年を越して翌年の夏、七月の第四週または八月の第二週に行われる。收穫後は、刈株牧場 Stoppelweide として村民の家畜の共同放牧地

に転化する。放牧の結果、耕地は自然に施肥されて、次期の栽培を準備する。かくして第二年度に入り、年を越して翌年春、充分に乾燥した土地に犁耕が加えられ、四・五月に夏禾穀たる大麥、燕麥の播種が行なわれる。その收穫は八月の第二・三週に終了する。收穫は前期と同様に刈株牧場として共同放牧に開放されるが、この期間は一 Dreesch と呼ばれる一未だ本来の休閑期ではない。翌年に入って聖ヨハネの日 St. Johannisstag [六月廿四日] の頃に犁耕が加えられ、その後始めて休閑地に転化するのである。休閑期は作物の栽培を行なわなうとすることであって、成立時とはかくとして、九世紀以降は休閑地の手入れが始まっている。休閑期はその年の秋に終り、三圃の循環はここに完了して九・十月、犁耕が先行する冬禾穀の播種が次回の三圃栽培を開始する<sup>4)</sup>。

以上の様な一種の輪作式の栽培方法は、生育期間とその時期を異にする夏禾穀と冬禾穀の栽培を逐年に組合せ、更に休閑期を置くことによってその永続的な反覆を可能にすることを配慮した方法である。それが気象条件と密接に関聯することは明らかであって、南ヨーロッパとは異ってドイツにおいては冬期が極めて長くかつ気温も低いために禾穀作物の收穫期は非常に遅れる。夏禾穀の收穫後、次に冬禾穀を播種するまでの間に耕耘する期間が短かすぎると、更にまた気候も湿潤であるため夏・秋季に雑草が繁茂すること、これらの事情は休閑地を設置することを不可避としたのである。休閑地によって、雑草を根本的に除去しうるのみでなく、冬禾穀作物を播種するために十分な期間が得られる。冬禾穀の收穫後に、夏禾穀の播種までには長い期間が置かれ、夏禾穀の播種にも有利である。休閑地は放置されているのではなく、いわゆる休閑耕耘によって土壌は成熟して著しく改善される。それ故に、純粹三圃制度はドイツの全域において支配的に営まれ、しかも殆んど一千年間に亘って継続されたにも拘らず、厩肥 Viehmist を使用せずにも有利に維持されたのであった。北ヨーロッパの自然諸条件を極めて高度に利用した技術である<sup>5)</sup>。

三圃制度の自然諸条件との關係は右に指摘したところであるが、この整合關係は何ら自然に与えられたものではなく歴史的に決定されている關係である。この整合を可能にしてゐる条件には、(一) 勞働手段——ゲルマン犁その他、(二) 自然的肥料 *naturliche Düngmittel*——厩肥その他が挙げられる。ここには先ず勞働手段についての問題性を指摘しておこう。いわゆるゲルマン犁は、ヨーロッパ封建農業の基本的勞働手段であり、その高性能は他の地域の諸社会に比較して嶄然たる水準にあるといわれるものである。ゲルマン犁は、有輪犁 *Karrenflug* であつて、ローマでは未だ單純な鋤 *Haken* が使用されてゐたにすぎない時期に、ローマ帝国の辺境、ガリア・ラエティア *Raetia Galliae* という場所で、紀元前後に無名の人物によつて創り出されたものであると伝えられる。その成立の地域は、ライン河上流とラエティア・アルプスとの中間地帯であるが、先ず東北ガリア *nordöstliche Gallien* からライン河に至る隣接地方に広く普及していった。その起源はゲルマン種族によつて發明されたところにあるから、ゲルマン系の住民の居住するところは、ローマ諸属州に至るところ展開することになった。又逆にゲルマン種族の内地植民に當つては、犁技術の發展と結合しながら推し進められていったのである。<sup>6)</sup>

ゲルマン犁は、有輪犁であつて、双鋤 *Schar* 濺土鋤 *Streichert* 犁刀 *Pflugmesser*, *Sech* 及び定規車 *Pflugwagen* を備えた畜力犁である。ゲルマン犁は、重く湿度高く、雑草の多い東北ガリア・ゲルマニア地域の硬い土壤に対しても充分な犁性能を有してゐた。ゲルマン犁は硬い土壤を犁刀により垂直に掘り割き、双鋤により水平に鋤き起し、その後、鋤が土層を反転する本來的な鋤であつた。土層は、完全に反転され、唯一回の犁耕によつて耕耘は完了するから、できる限り長い距離を直行することが能率的であるから、細長の地条 *Streife* が最適の形状の耕地とならざるをえない。ゲルマン犁の性能が先ず決定するのは、この細長の地条をなしてゐる耕地の形態である。



犁は通例二頭の聯畜によって牽引されるのであるが、その役畜が日出から正午までに、すなわち疲労する迄に果しうる作業面積が、モルゲン、タークウェルク Morgen, Tagwerk と呼ばれる面積単位を生み出したのであった。かようにして決定される地条は、定規車によって整然と並列するのであるが、右側方に刃鋸が附せられているために、次第に歪曲される傾向を示している。その結果地条の形状並びに面積は不規則となり、境界を表示する畔さえ容易に犁耕に際して破壊される惧れがあった。かくして農道を欠除する畑地においては、密集して並列し錯綜する地条を耕耘するためには、共同的な統制が必要であり、共同の計画に基づき乍ら同時に耕作を行なうことが要求される。ここに耕作強制 *Hurzwang* への一条件が与えられる。このように、犁により地条が決定され個々の農業経営の内容と規模に対して間接的な規制を加える基本条件が形成される。

三圃制穀物耕作過程において、犁耕が行なわれる機会は、初期に於いては播種耕 *Saatflügen* に限られていた。すなわち二月から四月に至る間に夏畑で行なわれる第一回播種耕 *Saatflügen 1*, *proscindere* 並びに八月から休閑地で行なわれる第二回播種耕 *Saatflügen 2*, *lirare* の二回である。しかし九世紀以降、犁耕回数は漸増して五月に休閑地を開始する犁耕 *Brachen* 並びに七・八月に休閑地犁返しの犁耕 *Rühren* および冬畑の收穫後の犁耕 *Felgen* の三回が追加され、中世末期には五回に達するに至っている。犁耕回数の増加は殊に休閑耕方法の集約化に基づいている。休閑地耕耘の例としてオスト・ホルンシュタイン *Ostholstein* の休閑地の耕耘方法を挙げよう。先ず十一月始め、夏畑の收穫後の第一回犁耕は三時の淺耕を行なう、次いで冬期間に施肥を行なえば更に中間犁耕が加わり、この北方地域では五月始めに重把 *schwere Egge* を使用した後に五月末或は六月始めに施肥と第二回犁耕を行なうことによつて本来の休閑地に入る。次いで六月末に重把および輕把 *schwere und leichte Egge* を使用し、

七月末に第三回犁耕を施す。八月始めにはまた耙を使用し、最後に次期多畑のための第四回播種耕が行なわれるが、これによって同時に冬畑の耕耘過程が開始されるのである。犁耕の深度は、元来硬い土壤の反転性能を有するだけに、深耕性の性能を備えており、かつ浅耕および深耕の度合は犁の種類によって調節することさえ知られていたのである。<sup>8)</sup>

かように反覆される犁耕労仿は、九世紀迄は僅かに二回にすぎなかつたのが、その後一回が加わり、十三世紀— ヴィリカチオン組織 Villikationssystem, Villikationsverfassung の崩壊期——に休閑期開始後の七・八月に休閑地犁返しの一回、更に中世末期に至って十・十一月には冬畑の刈株の反転が一回、それぞれ追加されていった。かようにして、肥料は犁込まれかつ水分が土壤中に増加させられ、雑草は根底的に除去され、土層は反転され破碎される。有輪犁であるのみでなく、犁刀、双鋏、潑土鋏を備えることによって、殆んど近代的な犁と同様な高性能を有したということが出来る。犁耕のための動力は畜力であり、それも二重軛によって二頭の聯畜を用いて犁を牽引させる。この有輪犁の操作のためには、役畜のための少年一名、梶棒により反転を操作する少年一名、運転方向を左右する大人一名の三名を要した。その犁耕能力は(一)肥沃で平坦な、軽鬆な土地においては、*ユージュルム Jugerum* 「二七・四四或いは二五・二八アール」につき、*プロスキन्दェン Proscindere* 「第一回播種耕」のために二タークウェルケ *Tagwerke, operae* を、*イテラーレ iterare* 「夏至犁返し」のために一タークウェルケを、*テルティアーレ* 「初秋犁返し」のために $\frac{3}{4}$ タークウェルケを、*リラーレ hirare* 「第二回播種耕」のために $\frac{1}{4}$ タークウェルケを、それぞれ要した。(二)ところが重粘な土地においては、第一回播種耕のために三タークウェルケ、夏至犁返しのために二タークウェルケ、初秋犁返しのために一タークウェルケ、第二回播種耕のために $\frac{1}{2}$ タークウェルケを、

それぞれ要する、といわれる。中世における耕地面積の単位が、モルゲン Morgen あるいはタークウェルクとして表示されているのは、元来日出から正午に至る間に果される犁耕面積を意味したのであるから、その面積と犁の性能とは或程度の関聯を保っていると推察される。しかも、モルゲンによって表示される実面積は、甚だしい地域差を示しており、その地域差は犁の構造と性能並びに土壤の性質とによって実現される労働の生産性が異なることに対応してゐる。ライン・モルゲン Rheinische Morgen が二五・一九アール、モーゼルラント Moselland が三一・五〇三八・一アール(平均三四・八アール)、バーデン Baden が三六アール、ウエルテンベルク Württemberg が三一・五二アールのように、二五〇三八アールの地域差が表われており、平均は二正乃至三〇アール程度とするのである<sup>9)</sup>。

かように犁耕は地積単位であり、その三の倍数——三圃への均等配分——が個別的農業経営の規模を間接に決定するのであるから、犁耕は細長い地条型の特徴的な耕地区劃様式を制約するばかりでなく、その量をも決定する。封建社会における農業経営の全内容は、フーフエ Hufe と呼ばれるが、それは直接生産者たる農民がその労働を実現するための物的諸手段の複合体である。それは当該の地域社会における農民労働の生産性に対応し、農民と農民の家族の生計を保証するに足りるだけの量において賦与されている。この実体は標準的農民生活 Ackernahrung と呼べるべきものであろう。かように実体に対して使用されているフーフエなる語義は多様な内容を持ち、或いは農業諸権利であり、租税・地代賦課の単位であり、農民経営の拠って立つ土地保有形式でもあったが、先づそれは地域差をもつとしても一種の地積であった。その中に表れている最も普遍的な標準フーフエ Normalhufe は三〇モルゲンであり、七・五乃至一〇ヘクタールのそれであった。このフーフエ制の發生も、ダルマン犁と同様にガリア・ゲルマニア地域であった<sup>10)</sup>。

ゲルマン犁が、一ユーゲルム(一モルゲン)の耕地の耕起に二一タークウェルクを要するという前述の性能はタークウェルクを半労日と仮定すれば、二・五乃至三ヘクタールを一労日または半労日をもって耕起しようという能力である。このゲルマン犁のもつ性能は、封建社会の段階にあつては世界史的な意義をもちうるものである。犁は主穀の生産のための最も基本的な労働要具であるが、その備える世界史的な高性能は、その後のヨーロッパ封建社会の発展の進行に特徴を賦与した。基本労働要具であるゲルマン犁の斬然たる高性能は、一見同時代の諸労働要具のなかで孤立的に、いわば跛行的に高性能であつたかのようなものであり、他の労働過程における要具は遙かに原始的である。播種に当つては種子は相当に綿密に選種され、定量の容量をもつ籠に入れて撒布され、播種後は耙 *Egge*, *occare* が使用される。地力維持または増進のためには、単に自然的肥料たる厩肥、厩肥漏液、尿肥、堆肥 *Stallmist*, *Jau- che*, *Latine*, *Komp. st* が私用されており、緑肥 *Gründung* (*Lupinen*) も使用されることがあり、共に犁によつて筆込まれた。この他にも泥灰土 *Mergel* が肥料として使用される場合は稀ではなく、ライン河下流、モーゼル河流域のような農業先進地帯では人造肥料ともいうべき粗製炭酸加里、石灰、石膏 *Pottasche*、*Kark*、*Gipsdüngung* などが十三・四世紀の史料のうちに現れている。雑草の芟除のためには輪作と休閑それ自体雑草防除の効果をもっていたが、常例に施こされる犁耕が雑草を根絶するほかに、草刈鎌 *Jäten* が除草する。收穫に当つては刈鎌 *Sichel* によつて、穂を禾莖の中頃から刈り落とし、禾束 *Garbe*, *Kornbüschel*, *Sicheling* は籠の中に拾集され、運搬される。最後に脱穀調整作業は屋根の覆いが附せられた納屋 *Schneune* におきて、棒によるかまたは連枷 *doppelgliedrige Flegel* によつて脱穀され、その後箕 *Worfel* によつて穀殻から選別される。かくして穀物は手臼、水力または驢馬による碾臼によつて粉に挽かれる。以上の労働過程と労働要具とは、耕耘に用いられるゲルマン犁に

比較して遙かに劣っている。すなわち、耕耘の基本的行程である犁耕の如く、共同的規制から離れた部分行程、除草を始めとして脱穀調整は個別的経営の内部で営まれる労働過程である。右の基本的行程は共同体的規制の主たる対象であるが、その他の行程は個別的経営の内部で独立して営まれるのであって、ここでは技術的進歩は停滞する。封建社会においては、農業生産についても個別的条件と共同体的規制とは可能的に相互に対立し矛盾するが、封建的農業技術の全体系は三圃制技術体系であって、それは農業経営の個別性に対して共同体的規制を優越せしめる体系である。<sup>11)</sup>

註

- 1) Richard Krzyrnowsky, *Geschichte der deutschen Landwirtschaft*, 1951, S. 146, 268 f. 「何故に三圃制農民は畑地を三年毎に休閒地として放置するのか。そのためには三年毎に畑地を必ず休ませ、まる一年の收穫を失わせることになるのか。それは三圃制度の粗放的性格によって決定される。旧三圃制度は僅少な肥料しか入手しえなかつたのである。」「休閒地は次第に縮小され、休閒地作物(首宿、シヤガ薯、蕪菁)が栽培された。その変化は、休閒地が先ず始めは三年毎でなく、ただ六年に一回、九年に一回、ついに十二年に一回同一の畑に反覆される、といった方法で進められた。」Th. Brinkmann, *Boden-nutzungssystemin: Handwörterbuch der Staatswissenschaften*. Bd. II (1924) S. 971. 「この長期の休閒期設定が三圃制度の主要指標である。」
- 2) Krzyrnowsky, a. a. O. S. 92.
- 6) Rudolf Kötzschke, *Grundzüge der deutschen Wirtschaftsgeschichte bis zum 17. Jahrhundert*. 1923. S. 96 f.; *Ders., Allgemeine Wirtschaftsgeschichte Mittelalters*, S. 267 f. 作物の栽培期は、地域的自然条件の差によって異なる。例えば、三圃制度の循環を説明する図表としてよく引用される Cunnigham のそれによれば、小麦、ライ麦は十月～翌年八月、また大麦は三月～八月とされ、(W. Cunnigham, *The Growth of English Industry and Commerce*, 1890. Volume I, *Early and Middle Ages*. p. 70.) 甚だ Lord Earle の記述によれば、小麦はセント・マイクスの日(Lanmas day (Aug.

12) ハロウマス Hallowmas (Nov. 1) の間に行われ、大麥は聖化の日 Feast of Purication (Feb. 2) の頃に種を蒔く。この間に行われる。ロイヤルの栽培期間と比較して差額は短縮される。(Lord Earle, English Farming Past and Present, pp. 9.) 穀金曆日に關しては佐々木順三「穀金曆年の研究」参照。

4) Theodor Freiherr von der Goltz, Geschichte der deutschen Landwirtschaft, 1903. Bd. I, S. 108 ff.; Kötzsche, Grundzüge, S. 96 f.

5) Friedrich Aereboe, Kleine landwirtschaftliche Betriebe, siehe 1932. S. 85 f.; 邦訳書「永友繁雄「農業経営学」昭和十九年。一六〇頁。Krzymowsky, Geschichte der deutschen Landwirtschaft S. 289. 冬小麦と夏小麦との組合せを最も有利に行なうためには、「かくの如く三圃制度は、冬季の勞力休止を必要とせられ、ロイヤル麦地帯 Roggenzone と北部小麦地帯 nördliche Teil der Weizenzone である。最適の畑作様式として現れるのである。」Brinkmann, Bodennutzungssystem in: Handwörterbuch der Staatswiss. Bd. II, S. 970.

6) Kötzsche; Allgemeine Wirtschaftsgeschichte S. 233 f.; Plinius, Naturalis Historia VIII [48] S. 172. 中世中代末期のローマの場合には犁は未だ鋤状の器具であり、役畜に牽引せられ、羊うじで条溝をひくことに止まつた。この鋤状の犁は土地を充分に破碎するために縦横斷並びに斜行しなければならぬ。従つて耕地の形状は正方形が最適となる。ローマ帝政期のイタリアにはこの形状が支配的であるばかりでなく、この地方には現在までその傾向が存続してゐる。「細長土地の区劃 (ローマ人の犁は正方形である) はローマの犁の特色である」と Max Weber, Wirtschaftsgeschichte 1924. S. 22.; Ders, Der Streit um den Charakter Der allgermanischen Sozialverfassung, S. 520.

7) 犁 Pflug の原語は古典古代語たるラテン語とは無關係——vgl. lat. aratum, griechisch *αροτρον*——である。ラテン語系——*almord. plogr*, *angelsächs. ploh*, *ndld. ploeg*, *and. pflug*, *langobard. plovum*, *tirol. ploh*。——である。これは本来の意義は不明であるが、その名の定規車を備へ完成された犁として利用された語である。Kötzsche, Grundzüge S. 43; Anmerkung 1); Bruno Gebhardt, Handbuch der deutschen Geschichte, Bd. I, S. 19.; Max Weber, Wirtschaftsgeschichte S. 22.

8) Kötzsche, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, S. 270.; Karl Lamprecht, Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter 1886. Bd. I, S. 557. 「この犁〔犁耕及び施肥〕に關して大なる改良が、すなわち九世紀から十二・三世紀の間に實

「獨逸の歴史を綴るに及ばず、その時々の余地をなす。」 Gustav Heinrich Schmidt, Zur Agrargeschichte Lübecks und Ostholsteins, 1887. S. 145 f.; C. S. & C. S. Orwin Open Fields, 1938, p. 2~3, 11, 30~31; Orwin 及び Plinius の手記で発明された有輪犁に関する記述を引用した上で、有輪犁がブリタニアに導入された事実を証明し難く述べる。然し、「社会制度の規制と方向づけとは農業の技術的發展によって決定された (p. 2~3)」など「この時代の農耕は犁を中軸と上下」 (p. 30) などと論議する。

- 6) Aereboe, Kleine landwirtschaftliche Betriebslehre, S. 87. 永友繁雄博士「農業源流考」一六〇頁。Lamprecht, Deutsches Wirtschaftsleben Bd I, 1 S. 556; Kötzsche, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, S. 270; Columella (II, 4, 8); Plinius, XVIII, (49); Kötzsche, Grundzüge, S. 93.
- 10) Kötzsche, Grundzüge, S. 89 ff.; M. Weber, Der Streit um den Charakter der altgermanischen Sozialverfassung in: Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik LXXXIII (1904) und Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, 1924, S. 551; 「獨逸の如き三重の部分、家庭費、耕作費、共同費 Allmende に及ばず、穀土の分配を公平にするの本質が成す所。」 Georg von Felow, Probleme der Wirtschaftsgeschichte, S. 28; Werner, Wittich, Grundherrschaft in Nordwestdeutschland 1886, S. 87.
- 11) Lamprecht, Deutsches Wirtschaftsleben, Bd. I, 1 S. 559 f.; Kötzsche, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte, S. 270; Karl Theodor von Inama-Sternegg, Deutsche Wirtschaftsgeschichte Bd. I S. 411.

三圃制度に基く労働過程は、播種期には犁耕の高性能と、夏禾穀および冬禾穀の両種の作物を交替させることによって、労働の集中は避けられている。ところが収穫期には両種の作物の収穫が重なることによって、甚だしい労働のピーク Arbeitsspitze を生み出す。いわゆる収穫季 Erntequartal は相当期間に亘って農民労働の過重負担を強制する。しかし、収穫労働は右に指摘したような原始的な労働要具によって処理されており、もし休閑地の設定により耕地の三分の一について休閑し、従ってそこでは収穫期労働が要求されないという事情がなければ、農民労働は負担

に堪えられなかったであろう。その結果農民労働の生産性は封建社会においてすでに世界的な高水準に到達したのであった。

右のような労働要具によって媒介されて、封建的農業が営まれる。その農業労働の対象は一方には種子であり、他方には土地——土壌であった。先ず前者については播種量と收穫量との間の比率、それに倍率によって、当該の歴史的段階の生産力水準を測定する一条件を与えるものとして、問題にしなければならぬ。封建社会における生産力の發展の低劣さは、播種・收穫量の倍率に表現されている。その低位な倍率は、封建社会の全期を通じて停頓したのではなく、漸次に上昇傾向を辿ってゆくのであるが、三圃制度が存続してなる限り劃期的な發展はありえなかった。

前述の通り播種期は冬禾穀であるか、夏禾穀であるかによって、その時期は經驗的に最適の時点が選択されているばかりでなく、播種量も一定面積に対しては一定量が決定されていた。

播種量の最も有利な量が、早くから農民によって自覺されていたことは、一定の土地面積がそれに対する播種量を表わす語によって、例えば Schefel Land と呼ばれていたことによっても明らかである。播種量に対する收穫量の倍率はヨーロッパ農業の封建段階においては四倍が一般的水準であった。従って、個々の経営においては総收穫量の中から次年度の播種量四分の一が、毎年控除され準備されていたのである。播種量に対する收穫量の倍率は三圃制度労働過程が存続している限り、労働投下量が不変であるとすれば、ドイツ封建社会の農業生産力發展を示す指標でなければならぬ。例えば、バイエルン Bayern における「四分の一の種子」Der vierte Samen が播種用に保存されることが旧い慣習として行なわれており、ただしこれが事実と合致するのは中世高期 Hochmittelalter にあつてさるアルプス山麓地帯 Alpenvorland またはバイエルン森林地帯 Bayerische Wald など最劣等な山岳地帯だけ



であった。すなわちこの地方では播種量の四倍の收穫が挙げられたのである。やや時期は下るにも拘らず、北方のオスト・ホルシュタイン地方では、連年著しい倍率の差を示しているが、七年間にわたって最低一・四九倍から最高四・一五倍に至る記録が与えられており、一般的には三〜二倍であった。かように封建段階の收穫倍率は極めて低率であつて、これ以上になる場合はむしろ異例であり、ヘブケ Hübke も農民経営の再生産の条件を分析するに當つては四倍の倍率を基準とせざるをえなかつたのである。しかし封建段階でも、四倍をこえる場合は稀でなく、バイエルンにおしてもより肥沃なドナウ河流域またはニードーバイエルン Niederbayern におけるロットやヴィルス河 Rott und Vils 流域では、倍率は八〜一〇倍にさえ達したといわれ、オストホルシュタインでも例外的には五〜六倍を記録したことも見られた<sup>2)</sup>。

このような倍率によつて得られる收穫は何の程度に達してゐたであらうか。農民経営が抛つて立つ物的諸条件はフーフェという歴史的形態において与えられていた。フーフェは主穀の現産に關しては農民とその家族——附隨的には家畜飼料を含めて——の生命を再生産するに足る条件を保証するものであつた。主穀生産のための耕作地は、三圃制度の規制に従つて賦与された全面積の三分の二が充當される。もし主穀の耕作地が基準的な三〇モルゲンである場合には二〇モルゲンが耕作に充てられる。この耕作地に対して三圃制度の規制に従つて労働が投下され、經濟的に定量が知られている量において播種が行なわれる。その結果得られる、また得なければならない收穫量は農民とその家族の生活資料またはそれ以上でなければならぬから、間接に收穫量は推定しえないではない。現実にも、その收穫量は中世を通じて、一般には辛うじて農民とその家族の生活を維持しうる水準に達するにすぎず、播種量の縮小従つて收穫量の倍率の増進によつてのみ、農業経営における超過生産物 Uberschüssige Produkt の生産が可能となるに

すぎなかつた。オストホルシユタインの場合、ヘクター当りの收穫はライ麥で一・七ツェントナー Zentner 乃至二・二ツェントナーの間を上<sub>下</sub>してあり、スイスにおいてはヘクター当り二・九九ドッベル・ツェントナー Doppel-zentner であつて、遙かに高く。しかし、これらは何れも相當な高位收穫を示すものであつてドイツの平均收穫量は全ヨーロッパ的に比較すればやや低目の一・三ツェントナー程度の收穫量を示すにすぎなかつた<sup>3)</sup>。

以上のように、封建的農業における技術的諸条件の総体、耕作方法としての三圃制度体系——耕耘技術における犁の高性能、その他の労働要具、施肥技術、播種量と收穫量の倍率および收穫量の絶対量の原始性と低位などの諸特徴の示すところは、この技術体系が共同体的規制を前提とする点にある。三圃制度に表われている耕作と休閒の組合せが、休閒期間一年を包含しているにも拘らず、一方には労働配分をある程度において合理化し、他方には地力の補填と増進とを配慮し、封建的農業の展開のための基礎を与えていたのであるが、その積極的意義は、正に共同体的運営によつてのみ保証されたところであつた。次に耕耘作業の中軸をなしている犁耕に關して、ゲルマン犁が生み出されたことも、この作業部面が共同体的規制の基本部面であつたことと關聯する。かような共同体的規制の主体は直接生産たる農民の共同体であるが、かかる共同体は物的な基盤を備えている。その基盤こそはフーフエ制であり、特に耕地の特異な分配様式であつた。この特徴をゲヴァンヌ Gewinn 形式と呼ぶことができる。ゲヴァンヌは、矩形の地区であつて、この中に各村落共同体員たる農民は平等の規模に均分された細長の地条 Streife, Parzelle を一筆ずつ与えられる。均分制によつて貫徹された特異な耕地分配様式がそれである<sup>4)</sup>。

このような分配様式が可能であるためには、村落共同体が存在していることはいうまでもなく、村落共同体の現象形態である聚落制と結合しなければならぬ。三圃制度は、かくして、聚落制——村落居住様式の問題と關聯する。

村落居住様式における聚落制と散居制 *Dorfsiedlung und Einzelhof* のことは、マイツェン Meitzen 以来様々な学説が提起された。その原因論は依然として未解決であつて昏迷のうちにあるが、居住様式の実体についての研究は推し進められつつあり、また居住様式と三圃制技術との關聯、またより深く居住様式とその上に築き上げられる封建的支配——所有關係の構造の問題への分析さえ進められてきた。居住様式の発見は、かくて、封建社会の全機構に關するといふ意義を与えられたのである。ドイツの居住様式についてはマイツェン以来その実体の全体がほぼ明らかにされている。ドイツにおける両形態の分布はもとより聚落制が支配的であり、また両形態の併存混在に至るところに見られるにせよ、或る地域的な性格を示している。聚落制はウーゼル河下流、ローマ・リメース（＝ローマ長城）、マイン河、ザール河、ホルム河下流 Unterwesel, Roma limes, Main, Saale, Unterelbe に囲まれた地域におきて支配的である。すなわち、北部シッフォーレン Schwaben の肥沃な平地地帯からドナウ河 Donau をこえてシッワルトツフルト Schwarzwald ウェルテンベルグ württemberg、トッサン Hessen などが聚落制の支配的な、代表的な地帯である。ここには古典的な封建的支配——土地所有制 *Alte oder grosse Grundherrschaft* が根を下ろし、かつ中世後期における封建社会の一般の崩壊期におつたとき、化石型デルトヘルシャフト *Versteinernte Grundherrschaft* が逆行的に編成された地帯である。これに対して散居制の支配する地域は、ウーゼル河以西のフリースラング Friesland ウェスツァンフアレン Westfalen ライン河三角地帯 Rheindelta マイン・ミッテルゲビルグ deutsche Mittelgebirge 及びアルプス山麓では散居制または小村落 Weiler 制の支配する地帯であり、ここでは封建社会の崩壊は最も急速であつた。後者はさておき、前者聚落制の支配するところでは、聚落の形成は耕地の分配様式にいつてもザヴァンヌ制 *Gewannverfassung* をとつてゐる。しかも、「この耕地および経営制度は、三圃制度のうち

その展開のための最適の基本形式を見出した。」(Steinbach)<sup>5)</sup>

かような聚落制は、長期の歴史的過程においては何ら固定したものでなく、二つの型の間には相互に移行関係が認められるといわれる。かつて主張されたように種族の屬性によるという見解、または土性の差異に基づくという見解などは、何れも不変の条件によって説明しようとした試みであって成立しえない。むしろゲヴァンヌ村落形式は、三圃制度技術体系と結合して形成されたものであって、全ヨーロッパ史の過程のなかでこの点は実証されているといえる。ゲヴァンヌの形式は、位置と地力などを異にする耕地を村落共同体員に平等に分配するための方法であった。そのためには先ずできる限り地味の同一な地区をなるべく矩形、または平行四辺形か、少くとも梯形に区画する。この地区がゲヴァンヌであり、このゲヴァンヌの内部は村落共同体員の数に応じて等面積の細長の地条によって細分されている。その地条の一筆が一共同体員に与えられる。かようなゲヴァンヌは他には相当数設けられ、その各ゲヴァンヌに一筆ずつの耕地が与えられるから、個々の共同体員は村落の支配下に属するあらゆる地区に分散して自身の耕地を所持するという散在耕地制 Scattered-field-system, Gemengelage が形成されるのである。その結果は、三圃に分割された全耕地に対して均等の耕地を所持することになる。三圃制技術体系は各耕地所持者に対して、全耕地に均等の耕地を所持することを要求する。「凡ゆる占有者は耕作地の各区劃に同一の規模で参加するように努力しなければならなかった。従ってこれに基づき村民 Nachbarn の土地獲得方針も占有地の統合区劃を目指すのでなく、毎年耕作順序転換に際して正しく同面積の土地を犁耕の下に置くようにすることによってのみ、目的を達することができた。かくして普遍的に、かつ自生的に凡ゆる区劃 Gemarkung に特定の共同経営組織が成立し、その重圧の下に全てのゲヴァンヌが典型的に地条に細分され、また強度の規制と結合し、村民によって監理された耕作強制

Flurzwang が成立したのは自明のことである。」(Steinbach) かような特徴的な、ゲヴァンヌへの耕地区分に基づいて、「この種の耕地区分を有する村落に対してゲヴァンヌ村落 Gewandorf という名称が与えられる。」(Krymowski) かくの如く耕地利用に対する共同体的規制が構成され、その結果耕地においても個別的利用に制限される。個々の地条がそれぞれ隣接する地条の所持者とは異つてゐる場合にも、地条の境界を表示するものは犂き残した一条の畔の他には何ものもなく、しかも収種後の刈株牧場として耕地は全村民に開放される。この高度の共同性は、開放耕地制 Openfield System と呼ばれる。かように耕地利用の全体を貫徹して共同体的規制の優位が現れている。それ故に、「この経済制度においては、個々の特定者が、その他の村落共同体員と別個の耕作を行なうことは排斥されてゐる。その者は彼の行動において強制的に共同体に包摂されてゐた」(Max Weber) のやうである。

直接生産者たる農民は、この共同体的規制によつて貫徹された耕作地を中軸とする物的諸手段を賦与されている。それらの総体はフーフエ概念のうちに包括されており、家屋敷、耕作地、共同地の三重の部分から成立している。住居たる家屋と厩舎および納屋は、農民の私的・個別的所有権によつて支配されているが、耕作地は保有権〔占有権〕によつて支配され、共同地 Allmende は共同利益権 Anteilsberechtigung によつて利用される。それらの三重の部分それぞれ異つた権利内容によつて支配される。しかし、それらの諸条件は、主穀生産を中核としてこれを支持するための所要諸条件を充分に保証するものであった。かような三重の部分——その中核には三〇モルゲンの耕作地であるが——に対する完全権利がフーフエであり、その農民は完全フーフエ権所持者 Vollhufner と呼ばれる。かかる完全フーフエは、右の物的諸条件と直接生産との結合関係、従つてそこに営まれる農業生産形態を意味する。かくしてフーフエ権とは、勞働過程において主体的な直接生産者とその対象たる物的諸条件との間を媒介する關係であ

り、しかもその権利は個別的かつ共同的であつて、直接生産者相互間を媒介する關係であつて、かかる二重の關係を規定している。

かくして形成される農民の農業經營は、有畜農業經營であつて、主穀生産を第一部門とし家畜飼養を第二部門とする兩部門から成つてゐる。すなわち〔一〕三圃制度の耕作強制に基く主穀栽培は毎年二〇モルダンの冬畑および夏畑においてそれぞれ冬禾穀たるライ麥および小麥、夏禾穀たる大麥、燕麥を生産する。この部門に対する労働の投下は前述の犂労働の量についても、收穫勞働の量についても、集約的であるというよりは、むしろ粗放であつた。その勞働配分を示す資料として、マウルスミュンスター Mautsmünster における賦役勞働の年間配分を示そう。勞働季節は四月から十二月廿四日に至る二七五日間であるが、日曜日は全て休日であるからその五〇日が控除されると勞働可能日数は二二五日にすぎない。その間に、農民は週に三日の定期的賦役 *Wochendienst* を給付するのであるが、時期的に増減があり、年間の總賦役日数は一三二日に達する。この勞働日数は、(一)四月から五月一日 *Matias*迄の三〇日——日曜日を除く〔以下同様〕——間に賦役は十二日、(二)五月一日から聖ヨハネの日(六月廿四日)迄の五四日間に賦役は三〇四日、(三)六月廿四日から七月末〔牧草刈入 *Heuente*〕迄の三七日間に賦役は四日、(四)八月初から聖マルティンの日(十一月十一日)迄 *Erntequartal* の一〇一日間に賦役は二人の男子にする延八九日、(五)十一月十一日から降誕節 *Weihnacht* に至る五三日間に賦役は二三日——以上の五期に亘り一三二日に上つてゐる。右の勞働過程にあつては、收穫季 *Erntequartal* における收穫勞働が農家の成人男子二名を週に三日——六日中の三日勞働せしめるものであつて、ここに勞働のピークが現れてゐる。このような勞働によつて、モルダン当り四ツェントナー——ヘクタール当り一三・三ツェントナー——程度の收穫を挙げた。この場合ヘクタール当り勞働の投下量は極

めて低いものであることが推察される。なお、牧草地 *Wiese* は畜力の維持のために飼料たる牧草を栽培生育するために設けられ、耕作地と共同体の中間に位置しているのが通例である。この地区の利用は農民が個別的に保有し使用しうる耕作地と共同的のみ使用収益しうる共同地の中間的性情を有し、これに対する使用収益権は持分 *Anteil* として一定面積に限定されているが、それも牧草栽培期のみに行使される。牧草地は、年初から五月一日 *Maitag* に至る迄は全村民の家畜を放牧し、その後栽培期間中は牧草の利用規制に従って数回の刈取りを許され、その後は再び放牧に利用される。栽培期を間に挿んで、前の時期が前の牧場 *Vorweide* であり、後の時期が後の牧場 *Nachweide* である。

〔二〕主穀の生産と必然的に結合している家畜飼養は、農業の第二部門と呼ばれる。家畜は生活必需品として利用されるのもかく、犁耕の動力並びに厩肥供給源として農業の再生産の必須の条件をなしている。それ故に広汎な牧場地域が要求され、村落共同体強制は放牧地の確保のために強力な規制を加えている牧場として使用されるのは、本来の放牧場 *Weide* はもとより、森林原野、休閑地、収穫後の牧場、前後の牧場期の牧草地ができる限り放牧のために利用される。なお、かくの如く放牧の機会が最大限に捉えられるにも拘らず、飼料は充分に確保されなかった。放牧可能な季節は別として冬季は藁、藁屑、乾草、木の葉などによって辛うじて飼育されるにすぎなかった。この点の解決が、休閑地における飼料作物の積極的な栽培へと向わせる他はなかったのである。

農民の経営は、これらの農業における第一・第二部門、並びに生活資料の拡充のためには手工業をも兼営した。手工業は主として衣料生産であり、原料を自給しうる麻織物、毛織物の生産のために、紡草、織機によって冬季の農閑

期労働を行なっている。かくして農民経営は自給的な生活のための全条件を保証されることになる。

かようにして、農民は与えられた諸条件において、その生活資料を獲得するための必要労働 *notwendige Arbeit* を支出する。かような必要労働の実現とその対象化の結果は、次のように農民経営を再生産を条件づける。前述の資料に基づいて、標準的農民生活基準 *Aciernahrung* を保持する農民は、三〇モルゲン——30 *preussische Morgen* || 7,66 ha——の耕地を保有する。彼は三圃制度に従って毎年二〇モルゲンの耕地に犁耕を加え、パン用穀物 *Brotgetreide* (ライ麦、小麦) または夏禾穀 *Sommerkorn* を生産する。一モルゲンにつき四ツェントナーの收穫を挙げるとすれば、フーフエは総收穫として八〇ツェントナーを挙げる。総收穫のうち、(一)二〇ツェントナーは四対一の播種比率に従って播種用種子として保存され、(二)四ツェントナーは家畜飼料として使用され、(三)六ツェントナーは八人から成る家族一名の食料であつて、その八倍たる四八ツェントナーが消費され、(四)残余の八ツェントナーは十分の一税として教会を支持するために控除される。ヘブケは、このように農民経営の再生産の条件を分析した。右の場合この農民経営は専ら単純再生産を反覆する許りであるが、この必要労働の生産性は一つの可変量であつて、労働の生産性の向上は、やがてこの再生産の各条件の相互関係を変更して、超過労働の可能性を創り出してゆく。これに対応して本稿の視角から除外されていた剰余労働——この段階においては領主の直営地 *Salland* における賦役 *Frondienst* に代表される労働地代——の質並びに量の変化、従つてその形態変化が進行して、これが超過労働への追加分をつくり出してゆく。<sup>10)</sup>

#### 〔補説〕

封建社会における生産性を裏づける実証的史料は通常直接に与えられているものではなく、非組織的な諸条件に操作を加えた



後に始めて或程度の統計的な数字として表現しうるにすぎなからこの種の困難な操作を敢えて行なったのが Gustav Heinrich Schmidt. Zur Agrargeschichte Lübecks und Ostholsteins. Studien nach archivalischen Quellen Zürich 1887. p. 489. このスキットの研究者は Georg Hansen および August Meitzen 殊に Meitzen に多く依拠し、それらの業績を前提としながら更に深く農業史の固有の対象を全面的に取扱おうとした。右の両先学に依拠している点は、スラッパ人居住地域 Slavengebiete の最も前線に推し出されてくるこの西北ドイツ地域が、植民によりゲルマン化してゆく先史を前提するところにある。しかし、彼はこの前提については深く追及することをしなから、むしろその後発展するところの耕地分配、耕地形態、領地および農民経営 Füreinteilung, Feldsysteme, Guts- und Bauernwirtschaften に対する実証的研究を推し進めた。その結果は、ドイツ経済史研究業績中に比類のない生産物統計の作成となったのである。「私の意図は農業史研究の現状の簡約された特徴づけを行なうことにあるのではなく、従来よりはより多くの根拠と補足を獲得することによって、特殊研究的に、我々の見解の必しも非本質的であるとほされない欠陥を充たさうという、些やかな意図なのである」(Vorwort)とは著者の謙遜な願望であった。しかも彼の自覚の中には或程度特むところがあったようであり、「何の程度まで私の労苦に充ちた努力が成果を得たかは、農業史家が評價することができらぬであらう」(A. a. O.)と語っている。かような「私の労苦に充ちた努力」Wein mihnevollcs Streben は、充実した封建的土地所有とその農業経営に対する分析を果したものである。例えば、五六頁に掲げられた耕地地図 Flurkarte は村落とこれに従属する耕地を一筆毎に記録した精緻な地図であり、しかもそれは嚴密な土地台帳 Feldregister の整理表によって裏づけられている。更にフレンツ修道院領 Pretzer Klosterhofen の修道院史料 Klosterarchive に基く生産物統計は次のような部分を含んでゐる。すなわち Neuwühren (Neworden) の Höfe における一五五四年から九九九年に至る年間のうち九年の播種および收穫は次の通りであつたと集計されてゐる。(九二頁)

|                | 1554 / 55 |           | 1570 / 71 |                 | 1571 / 72 |              |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------------|-----------|--------------|
| Roggen.....    | { Ernte   | 3 l. 1 d. | 2 s. *    | 7 l. 4 d.       | —         | 5 l. — 6 s.  |
|                | { Aussaat | —         | 7 d. 9 s. | 1 l. 2 d.       | —         | 1 l. 3 d. —  |
| Hafcr .....    | { Ernte   | 6 l. —    | 3 s.      | 8 l. 7 d.       | —         | 8 l. — 1     |
|                | { Aussaat | 3 l. 7 d. | —         | 4 l. —          | —         | 4 l. — 6 s.  |
| Buchweizen ... | { Ernte   | 3 l. 1 d. | —         | 2 l. 6 d. 10 s. | —         | 9 1/2 d. —   |
|                | { Aussaat | —         | 4 d. —    | —               | 6 d. —    | — 6 1/2 d. — |

|                |           | 1572 / 73 |          | 1573 / 74 |   | 1574 / 75 |      | 1575 / 76 |   |
|----------------|-----------|-----------|----------|-----------|---|-----------|------|-----------|---|
| Roggen .....   | { Ernte   | 2 l.      | —        | —         | — | 3 l.      | 1 d. | 2 s.      | — |
|                | { Aussaat | 1 l.      | 3 d.     | —         | — | 1 l.      | 3 d. | —         | — |
| Hafer .....    | { Ernte   | 10 l.     | —        | —         | — | —         | —    | —         | — |
|                | { Aussaat | 4 l.      | 2 d.     | 3 s.      | — | —         | —    | —         | — |
| Buchweizen ... | { Ernte   | 3 l.      | 2 d.     | —         | — | —         | —    | —         | — |
|                | { Aussaat | —         | 7 1/2 d. | —         | — | —         | —    | —         | — |
|                |           | 1573 / 74 |          | 1574 / 75 |   | 1575 / 76 |      |           |   |
| Roggen .....   | { Ernte   | 5 l.      | —        | —         | — | 3 l.      | 5 d. | —         | — |
|                | { Aussaat | 1 l.      | 2 d.     | 2s.       | — | 1 l.      | 3 d. | —         | — |
| Hafer .....    | { Ernte   | 7 l.      | 7 d.     | —         | — | 7 l.      | —    | —         | — |
|                | { Aussaat | 4 l.      | —        | 2s.       | — | 4 l.      | 3 d. | —         | — |
| Buchweizen ... | { Ernte   | 2 l.      | 2 d.     | —         | — | 2 l.      | 1 d. | —         | — |
|                | { Aussaat | —         | 7 d.     | —         | — | —         | 7 d. | —         | — |
|                |           | 1597 / 98 |          | 1598 / 99 |   |           |      |           |   |
| Roggen .....   | { Ernte   | —         | —        | —         | — | —         | —    | —         | — |
|                | { Aussaat | —         | 7 d.     | 2 s.      | — | —         | —    | —         | — |
| Hafer .....    | { Ernte   | 10 l.     | 1 d.     | 4 s.      | — | 5 l.      | 1 d. | 4s.       | — |
|                | { Aussaat | 3 l.      | 3 d.     | 5 s.      | — | —         | —    | —         | — |
| Buchweizen ... | { Ernte   | —         | —        | —         | — | —         | —    | —         | — |
|                | { Aussaat | —         | —        | —         | — | —         | —    | —         | — |

\* I. bezeichnet Last, d. Drompt und s. hier Scheffel.

以上の如き統計を利用して、その播種面積 蒔いた Fläche を推計する。Roggen (小麦) は ein Scheffel Korn (= ca. 50 ㍊), Hafer (燕麥) は 1/2 Scheffel (zus. ca. 50 ㍊), Buchweizen (蕎麥) は 1/3 Schffel (= 17 ㍊) として ein Scheffel Land 前の次の通りとならば、

|                            |                                 |         |                                   |                                   |                                   |         |                                   |                                  |
|----------------------------|---------------------------------|---------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|---------|-----------------------------------|----------------------------------|
|                            | 1554/55                         | 1570/71 | 1571/72                           | 1572/73                           | 1573/74                           | 1574/75 | 1575/76                           | 1597/98                          |
| Beim Roggen :              | 7 <sup>3</sup> / <sub>d.</sub>  | 10d.    | 11d.                              | 11d.                              | 10 <sup>1</sup> / <sub>6</sub> d. | 11d.    | 10 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> d. | 7 <sup>1</sup> / <sub>6</sub> d. |
| Beim Hofer rund :          | 20d.                            | 21d.    | 25d.                              | 22d.                              | 21d.                              | 23d.    | 21d.                              | 24d.                             |
| Beim Buchweizen Ungefähr : | 12d.                            | 18d.    | 19 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> d. | 22 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> d. | 21d.                              | 21d.    | 18d.                              | —                                |
| In Summa :                 | 39 <sup>3</sup> / <sub>d.</sub> | 49d.    | 55 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> d. | 55 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> d. | 52 <sup>1</sup> / <sub>6</sub> d. | 55d.    | 52 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> d. | —                                |

これらの数字は、それ自体重要な生産物統計であるのみでなく、本書の研究が別に与えている自然条件、栽培技術等の記録に含まれる諸素材によって裏づけすれば、この地域における封建社会末期の生産形態を体系的に構成することは不可能ではなからう。

右の様にドイツ経済史研究の中にも豊富な内容をもつ、示唆に富んだ業績が決して欠陥しつたのではないが、この水準を越かに凌駕するものがイギリス経済史の最新の研究の中に現れ始めた。H. P. R. Finberg, 'Tavistock Abbey: A study in the Social and Economic History of Devon' (Cambridge University Press) 1951 年、Ottery 及び Ottery 及び Ottery については、M. M. Postan, 'A Devon Abbey in: Econ. Hist. Rev. 1952. 巻四、次の如き詳細な收穫量を記録する。(一一〇頁) 又は M. M. Postan, 'A Devon Abbey in: Econ. Hist. Rev. 1952. 巻四、

Yield of hard corn : Quarter =  $\frac{1}{4}$  ton = 8 bushel.

|          | Seed |       | Yield |       | Yield per quarter | per acre (bush) |
|----------|------|-------|-------|-------|-------------------|-----------------|
|          | grs. | bush. | grs.  | bush. |                   |                 |
| a. Wheat |      |       |       |       |                   |                 |
| 1342     | 1    | 4     | 6     | 4     | 4.33              | 8.66            |
| 1343     | 1    | 0     | 5     | 1     | 5.12              | 10.25           |
| b. Rye   |      |       |       |       |                   |                 |
| 1335     | 6    | 2     | 47    | 6     | 7.64              | 19.10           |
| 1342     | 1    | 4     | 13    | 6     | 9.19              | 18.73           |
| 1343     | 1    | 5     | 10    | 3     | 6.30              | 12.76           |

c. Large Oates

|      |    |   |    |   |      |       |
|------|----|---|----|---|------|-------|
| 1335 | 20 | 0 | 80 | 4 | 4.02 | 33.00 |
| 1342 | 4  | 4 | 20 | 4 | 4.55 | 20.85 |
| 1343 | 3  | 0 | 16 | 4 | 5.50 | 33.00 |

d. Small Oates

|      |    |   |     |   |      |       |
|------|----|---|-----|---|------|-------|
| 1335 | 67 | 0 | 230 | 7 | 3.44 | 26.38 |
| 1342 | 33 | 4 | 146 | 7 | 4.38 | 35.07 |
| 1343 | 28 | 4 | 97  | 3 | 3.42 | 27.33 |

右の如き諸資料は、この時期には Devon の生産性水準の高さを示しているのではない。しかしこの時期に始まった殆んど修道院解散期に至る迄の各時期に亘り連続した生産物統計を記録しているのではない。この Tawstock Abbey の年代は周到に他の諸地域の資料と比較されている。各々の標記は皆 Somerset, Wilts., Hants., Oxfordshire, Berks. and Bucks. などの諸地域のノートに記されている。9.36~10.4 bushels; Hardwick に記されている 11.73 bushels; 標記・牧場式巻の 10.57 及び Walker of Henley's Husbandry に記する

barley (1 quarter) ought to yield 8 quarters

rye (1) 7 "

Wheat (1) 5 "

Oates (1) 4 "

John Load Beveridge, Economic History, I, p. 158. に引かれた

per quarter of barley 3.82

" Wheat 3.89

" Oates 2.43

よりも carefully managed Kentish estates of Canturbury Cathedral Priory では wheat は三乃至三・三倍であった。小

麦は1.5倍、Hawstead in Suffolk では豊年2.4倍、Famcett in Norfolk では5倍、Oakington in Cambridgeshire では1272~1409の間に5・四三倍、Granchester in Cambridgeshire では三・四倍と5.0收獲倍率が挙げられている。かような広汎な展望を、それぞれが生み出されている地域的特性、その村落構造、栽培方式、地代形態、支配形態と対比すれば、けだし本書の挙げた業績は恐らく差当りては極めて高い利用価値をもちうるものであろう。これらの諸資料が、封建社会における再生産構造を、従って農奴制と領主制の産的基礎を把握する基本的な素材を提供することは明らかである。

本稿は古典型グレンツヘルンシャフト期〔八・九世紀~十三世紀〕における農民の必要労働について、またこれが実際に要する諸条件をとり扱ひ、三圃制度農業技術体系をそれに関連する限りにおいて問題とした。この研究は、更に農民労働の他の側面、剰余労働〔＝労働地代の形態における封建地代〕の把握へと局面を展開されなければならないであらう。

——なお本稿作成に当りては文献閲読に関して藤田重行、伊藤栄而氏の御厚意を受けたことを記しておきたい。——

【註】

① Aereboe, Kleine landwirtschaftliche Betriebslehre, s. 87 永友邦訳「農業経営学」一六一二頁。「役畜労働所要のワークは休閒地を設けることによつて完全に克服され、また人間労働所要のワークも休閒によつて緩和された。ただ收穫期においては人間労働所要のワークが著しく大きく残存し、この経営方式全体の最大弱点であった。」

② Schmidt, Zur Agrargeschichte Lübecks und Ostholsteins, S. 56, 92; Friedrich Lütge, Bayerische Grundbesitzschaft, 1949. S. 19f.; Ludorf Häpke, Wirtschaftsgeschichte, I. Teil, Mittelalter und Merkantilismus, 1928. s. 25. 以下の論文は四倍の倍率を基準として認めらるゝ。それはホルンロープの平均的な水準である。例えば H. P. R. Finberg, Tavistock Abbey, A Study in the Social and Economic History of Devon 1951. pp. 110. 以下5.7倍と6.7倍の倍率に4.7倍、小麦は1.5倍と5.7倍 (Walter of Henley's Husbandry, p. 41) 三・八九倍 (Load Beveridge, Economic His-

- toxy) 三〜三・三倍 (Smith, Canterbury Cathedral Priory, p. 135) 豊年に四倍 (Cullum, History of Hawsted) なる諸例が挙げられている。このほか、古典期におけるこの倍率は、施肥方法の改良と合理的輪作の導入によって高められていた。十八・九世紀の交におろして、すでにイングリッシュでは十二倍の倍率となつてたといわれるのであるが、イングリッシュの農業生産力の水準はヨーロッパ大陸諸国に比較して高かつたものであつて、その頃フランスでは未だ五〜六倍程度であつた。Arthur Young は「農業の海峽を越えなすべし」(Henri See, Französische Wirtschaftsgeschichte, 1930. Bd. 1, S. 177.)
- ⑤ Schmidt, Zur Agrargeschichte Lübecks und Ostholsteins, S. 56 ff.; Walter Classen, Schweizer Bauernpolitik im Zeitalter Ulrich Zwingslis, 1899. S. 38.; S. 128 Anmerkung 7). 牧場耕作の普及は、耕種量を増やす倍率と同様にヨーロッパの一般水準は、これに近かつたを推察される。Finberg, Tavistock Abbey については、トウタン Devon 特産の収穫を養つてつたのであるが、その場合のモークナー近郊最低七・ポントックス bushel であり、母地は十二ポントックスの程度であつたから、ポントックスの場合——九ポントックス——よりもやや高目であることがわかつた。しかし、この地ではポントックスでは、すでに十四世紀(一三三三〜六年)に Cuxham では一六ポントックスを収穫してつたといわれるが、平均作はその頃一〇ポントックスであつた。(Walter of Henley) の後十八世紀の後半 Arthur Young は Three-field-system によつてはモークナー近郊の七・一ポントックスよりもあつたものが、Risbury 附近で行われた露圃 Enclosure によつて一六ポントックスに上昇したのを指摘する。その頃フランスでは一八ポントックス程度であつたといふのである。
- ④ Krzymowsky, Geschichte der deutschen Landwirtschaft, S. 72 ff.
- ⑤ Fuchs, Agrargeschichte in: Handwörterbuch der Staatswissenschaften, Bd. 1, S. 34 f.; Below, Geschichte der deutschen Landwirtschaft S. 7. 照米麗三邦著「徳意農業史」(田〇風) Franz Steinbach, Gewandorf und Einzelhof in: Historische Aufsätze Aloys Schulte zum 70. Geburtstag gewidmet 1927. S. 52, 54, 59.; Krzymowsky, Geschichte der deutschen Landwirtschaft, S. 72 f. 豊田西誠「ポントックス民族の國家と農業」昭和廿六年。三三三三頁以下。
- ⑥ Krzymowsky, a. a. O. S. 73.; Steinbach, a. a. O. S. 54.; Max Weber, Wirtschaftsgeschichte, S. 23.
- ⑦ Häpke, Wirtschaftsgeschichte, S. 27. 「なべて農民の親類は共同利用の様々な特徴を与えられては、それら Bauernmeister などは Schulzen (auch Vierer = quaterniones genannt) の指導下に村落の共同利用に農業民會議 Dorf- und Bauernschaftssprache によつて規制され、種畜・村落の泉・牛・焼かすの、水車などの共同利用に拡大された。」

- 8) Goltz, Geschichte der deutschen Landwirtschaft. Bd. I, S. 108 ff.; Inama-Stemegg, Deutsche wirtschafsgeschichte Bd. I, S. 76 ff.; Bd. II, 222 ff. S. 226 ff., 296 ff.; Bd. III, 1, S. 455.
- 9) Aereboe, Kleine landwirtschaftliche Betriebslehre S. 87. 永友邦訳「農業経営学」一六二頁。Kryznowsky, Geschichte der deutschen Landwirtschaft S. 146.
- 10) Häpke, Wirtschaftsgeschichte S. 25, 30. この書はマンマン農業の史的研究の成果の中では、比較的注意すべき意識を有するものとなつてはゐるが、未だ充分な実証的根拠を与えられたものではない。この点につき問題を十分に自覚しながら個別研究によつて再生産諸条件の把握と競争力向上のたよりをの前提の二書 Schmidt, Zur Agrargeschichte Lübecks und Ostholsteins 及び Classen, Schweizer Bauernpolitik im Zeitalter Ulrich Zwinglis 等、それぞれ欠陥を有する。顯著な業績である。このほか、インストックの Finberg, Tavistock Abbey 1951. は右の二書よりも更に豊富であり精緻な内容を有する研究であるが、マンマンに及ぶに及ぶするものも未だ現れてゐる。なお R. Lenard, Statistics of Corn Yields in Medieval England, I & II in : Economic History 1937. を参照。